

組立部
小試験部
カダブル部

藤川 清
小池 一夫
秋山 博

(1) 各部一担当部長責任ヲ定メ部長ノ指揮監督ニ任スルコト
 (2) 工員ハ各部長責任ヲ負ヒ失ヒタル時ハ部長自辨トス工場ヨリハ充テテ
 充テテス

(3) 各部ノニ作務類ヲ有割確定シ部内ヨリ有員ハ部長ニ責任ヲ負ハセラルコト
 (4) 若部長ハ部長ノ指揮監督ニ任コト
 (5) 工場ノ作業ニ付イテハ野水要式ヲ絶対ニ守ルセザルコト
 (6) 作業時間ハ其ノ前日ニ必ズ告知スルコト
 (7) 終業時間五分前ニ作業ヲ中止シ各部長責任ヲ以テ掃除ヲ完了スルコト
 (8) 取組組合タル會ヲ設メ工場長ニテ後助スルコト
 (9) 操縦者ハ絶対ニ出サザルコト
 (10) 右諸項ハ工場ノ築架ヲ計ルヲ專一トシ注意ヲ以テ運名ノ上曠教イタラズ

棟 太郎 依藤新市 安生原一
 秋山 博 藤川清 野水要式

岡田 忠夫 鈴木 達雄 高井 茂
 田 伸 佐 伊比 勝春 中村 久吉
 坂上 二郎 金子 晴雄 島崎 如王
 坂 沢 一 鈴木 孝一 坂田
 南 英男 里見 善一 中山 忠一
 中山 久平 飯野 幸吉 小池 一天
 棟 沢 隆造 佐山 孝雄 川 敏 善一
 守 達 敏 雄 大塚 勉 作 森 川 敏 部

約 章

今般我共儀、誓々トテ行動スル所、夫ナリ、諸君、意ヲ相掛テ、中候事ハ誠ニ徳橋トシテ、事ニ
 謝罪致候。就テハ別紙覺書ニ、直ニ申渡解法、過情ニモ、候故、今後、再ヒ、申渡、申
 ハ他、対ニ、重テ、有之候、前ハ、身ヲ、以テ、他ニ、親ヲ、及、テ、申、御、相掛、申、同、教、候
 後、日、ソ、為、メ、一、此、書、入、候、也

昭和十二年五月二日

従業員代表者